

健やかに生活するためには生活習慣病の予防等、普段の健康管理が大切です！ 「無料」で受けられる健診等を活用してください。

生活習慣病の予防には、年に1度の健康診断等が大切です。あなたと、あなたの大切な人のために必ず受診しましょう。

全て無料で受けられます。年齢以外の受診条件もあるので詳細は市ホームページ等をご覧ください。

※令和6年度は募集が終了している健診等もありますのでご注意ください。

特定健康診査（40歳以上）

肺がん・大腸がん・胃がん検診（40歳以上）

30歳代健診（30歳～39歳）

乳がん検診（40歳以上）※前年度に市の検診を未受診の方

若年層健診（25歳～29歳）

子宮がん検診（20歳以上）※前年度に市の検診を未受診の方

成人歯科健診（18歳以上 年度内に19歳以上になる方）

各種健康セミナー

個別栄養相談

【詳しく知りたい方は】

*市ホームページから『ページ番号：1008592』を検索

*令和6年4月1日号市報11ページを確認

＜健診等に関する問い合わせ先＞

健康推進課 事業推進係

電話：042-321-1801（12/27迄）



マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）でマイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みをすると、健康保険情報が登録されるようになり、以下のメリットがあります。

1. データに基づくより良い医療が受けられる
2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
4. 医療現場で働く人の負担を軽減できる

マイナポータルを利用すれば、マイナンバーカード1枚でご自身の薬剤情報や特定健診情報を確認できます。

また、ご自身が同意をすれば、医師や歯科医師・薬剤師が特定健診情報や治療中の病気や服用中の薬・健康診査の結果について確認でき、より多くの情報をもとに診療や服薬管理ができます。

ご自身の健康管理のため、マイナポータルをぜひご活用ください。

詳しくは[ホームページ（https://myna.go.jp）](https://myna.go.jp)又は右の二次元コードからご覧ください。



マイナンバーカードの健康保険証利用方法

初回登録手順の詳細はこちらをご覧ください

厚生労働省ホームページ➡



STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
（顔認証・暗証番号）
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

